

北栄町障がい者活躍推進計画

機関名	北栄町
任命権者	北栄町長、北栄町教育委員会、北栄町農業委員会、北栄町議会 議長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日(5年間)
北栄町における障がい者雇用に関する課題	<p>北栄町においては、正規職員、会計年度任用職員募集において「障がい者」枠を設け、採用試験を実施してきた。採用の実績として、応募者がなかったり、応募者があるものの採用に至らなかったりという実態の中、直近5年間においては、H28及びH30年度を除いて法定雇用率未達成であった。</p> <p>令和2年6月1日時点の障害者任免状況通報では、法定雇用率2.5%は達成する見込みであるが、今後においても採用・定着が図れるよう体制整備や各種取組を進めていく必要がある。</p>
目標	
1 採用に関する目標	<p>【実雇用率】(各年6月1日時点) (各年度)当該年6月1日時点の法定雇用率以上 (参考)令和元年6月1日時点の実雇用率：2.19% (評価方法)毎年の任免状況通報により把握・進捗管理</p>
2 定着に関する目標	<p>○不本意な離職者を極力生じさせない (評価方法)毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度採用者定着状況を把握・進捗確認</p>
取組内容	
1 障がい者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者を選任する(総務課長) ○障害者職業生活相談員を選任する(総務課総務室長) ○組織内の人的サポート体制(障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員、関係部署の責任者等)を整備するとともに、組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理し、関係者間で必要な情報共有を図る</p>
2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>○障がい等により従来の業務遂行が困難となった者から相談があった場合には、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する</p>

<p>3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>○相談窓口へ相談のほか、人事評価面談等の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する</p> <p>○募集・採用に当っては、以下の取扱いを行わない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する ・自力で通勤できることといった条件を設定する ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する
<p>4 その他</p>	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する</p>